

蓄熱ピーク調整契約（高圧）

（オプション契約約款）

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）の業務用電力もしくは高圧電力、またはオプション契約約款の業務用取引量別契約もしくは産業用取引量別契約として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する冷暖房負荷設備等の蓄熱式運転を行なう需要で、次のいずれにも該当し当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 4（調整対象期間および調整対象時間）において、蓄熱槽に蓄えた熱を利用することによって蓄熱式冷暖房負荷設備等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器も含めるもの）といたします。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の調整が可能であること。
- (2) 蓄熱式負荷設備の昼間の運転時間が、8時間以上見込まれるものであること。
- (3) 蓄熱式負荷設備の運転システムに、蓄熱式負荷設備の調整期間、調整時間および調整内容が自動運転として組み込まれていること。

2 約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、この約款による契約（以下「この契約」といいます。）を変更または廃止することができます。
- (3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さま

にお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

4 調整対象期間および調整対象時間

調整対象期間および調整対象時間は、次のとおりといたします。

区 分	調整対象期間	調整対象時間
夏 季	7月1日から8月31日まで	13時から16時まで
冬 季	11月1日から2月末日まで	16時から18時まで

5 調整期間および調整時間

4（調整対象期間および調整対象時間）の範囲内において、調整期間（12月を含むものといたします。）および調整時間（冬季は16時から17時を含むものといたします。）をあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

なお、調整期間は継続して1暦月単位、調整時間は継続して1時間以上とし、調整時間が1時間をこえる場合は30分単位といたします。

6 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間中に蓄熱式負荷設備を調整する電力とし、蓄熱式負荷設備の調整内容により、次のとおりといたします。

- (1) 蓄熱槽に蓄えた熱で暖房または冷房等を行なうことにより、蓄熱式負荷設備の運転を停止する場合

蓄熱式負荷設備の定格容量（キロワット）

- (2) 蓄熱槽に蓄えた熱を熱源として蓄熱式負荷設備を運転する場合
機器ごとに当社が認定したピークカット電力（キロワット）

7 蓄熱式負荷設備の調整の実施

蓄熱式負荷設備の調整は、当社認定の蓄熱コントローラまたは制御装置によるものとし、蓄熱式負荷設備の運転システムに調整期間、調整時間および調整内容をあらかじめ組み込むことにより、自動的に調整を行なうものといたします。

8 料 金

蓄熱ピーク調整を実施した場合の各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された各月の割引額を差し引いたものといたします。

- (1) 割引額

割引額は、契約調整電力およびその1月の調整時間によって、次により算定いたします。ただし、料金の算定期間に調整期間およびそれ以外の期間がともに含まれる場合の割引額は、その1月に含まれる調整期間の日数の比で分するものといたします。

割引額 = 6（契約調整電力）の契約調整電力 × (2)の割引単価 × 調整時間

- (2) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット1時間1月につき	781円00銭
----------------------	---------

9 調整未達の取扱い

調整時間中において、調整が実施されなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

10 そ の 他

この約款に定めのない規定については、標準約款、業務用取引量別契約または産業用取引量別契約に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。